

2024年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用開始

- 労働時間は1日8時間及び1週40時間が限度
(基本的に週休2日)
- 国や府では先行して、建設工事を週休2日制で実施するよう取組みが進む
- 本市においても「舞鶴市週休2日制工事試行要領」を定め、11月入札(12月契約)工事から実施します。
- 国、府の工事を直接受注する機会の少ない小規模事業者にも週休2日制への移行を支援するため、全ての入札工事においても適用可能とし、実施の有無を受注者が選択できる「**受注者希望方式**」による試行とします。

(実施方法)

■ 「**受注者希望方式**」により試行します

契約時に受注者が週休2日制を適用することを選択する方式です。

受注者は、着手前に工事の稼働と休みのとり方を市に示し、工事施工後に、週休2日の履行確認を行った後、工事費を割増するよう市と変更契約します。

■ 令和6年4月からは「**発注者指定方式**」を実施（予定）

国・府では既に標準採用されているもので、発注当初から週休2日とすることで増加する経費を含んだ工事額で契約する方式です。

(対象工事)

市の発注する全ての工事に適用

(ただし、災害対応や作業時間等に制限がある場合など試行要領に定める工事を除く)

問い合わせ先

事業名	担当課	担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス
建設工事の週休2日制への取組みについて	指導検査課	阪田	66-1076	62-9894	shidokensa@city.maizuru.lg.jp